

週刊住宅

2018年(平成30年) 2月5日号
NO. 2799 (毎週月曜日発行)

年ぎめ購読料 18,500円 本体・送料込み(税込み19,980円)

発行所 株式会社週刊住宅タイムズ

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町3-3-4 バビル

電話03-3234-2050 FAX03-3234-2070

問い合わせ: info@sjt.co.jp 情報提供: press@sjt.co.jp

CFネッツ流 新・大家実践塾

「月曜日までもたないような気がするので、明日契約してもらえませんか？」

水曜日に、4日の前倒しで遺言と家族信託の相談をいただいているHさんから電話をいただいた。登記の準備が間に合うか、工司法書士に電話してみた。

これまでになくタイムリミットを意識しなければならぬ。Hさんから電話で相談をいただき、被相続人

3 余命1~2カ月の遺言相談 ①

が余命1~2カ月と聞き、すぐに自宅に足を運んだ。陽当たりの良いリビングのベッドで横になっているHさんの母親と軽くあいさつを交わし、意識がはっきりしていた。

「今年、母は余生を暮らすためにほぼ全財産を使い新築したが、直後にガンが見つかった。直後に見つかった……」。

切ない話だが、相続人の誰かがこの家に住んでいるわけではない。立地もよく、まだピカピカの家のなかで売却することは難しい。

相続で揉めることもなさそう、遺産分割に大きな障害はなさそうだった。

「相続人は、私と姉の2人です。ただ、姉に障害があり、母がその後見人になっているんです」。

（被後見人などの財産を守ることに問題ないとのこと。ただ、病状が悪化するなど、遺言が職務なので仕方ないが……）。

何とか遺産分割協議が必要なのは避けなければならぬ。遺言が必要になる。急ぎ、遺言だけは作成しておかなければならない。

スピード感最優先、自筆証書遺言を作成

ド感が最優先事項。公証人との打ち合わせ
・1167 メール=kob
・ayashi@kantei.com
本社 〒248-0007
神奈川県鎌倉市大町1-20-30
大船デスク 247-0005
56 神奈川県鎌倉市大船2-19-35
ブログもやっています！
http://ameblo.jp/kovamasa

「この家のことは全部この次女に任せたい」。

協賛は融通の効かない長女の後見人などHさんとの間で行わなければならない見えない。本人も書類を

書くことに問題ないとのこと。自著してもらった。後見人など、遺言が職務なので仕方ないが……。ただ、病状が悪化するなど、遺言が職務なので仕方ないが……。ただ、病状が悪化するなど、遺言が職務なので仕方ないが……。

急ぎ、遺言だけは作成しておかなければならない。本来、遺言は公正証書で作るのが安心だが、このケースはスピード感最優先事項。公証人との打ち合わせ

・1167 メール=kob
・ayashi@kantei.com
本社 〒248-0007
神奈川県鎌倉市大町1-20-30
大船デスク 247-0005
56 神奈川県鎌倉市大船2-19-35
ブログもやっています！
http://ameblo.jp/kovamasa

協賛は融通の効かない長女の後見人などHさんとの間で行わなければならない見えない。本人も書類を

協賛は融通の効かない長女の後見人などHさんとの間で行わなければならない見えない。本人も書類を